



半田市条例制定請求書

半田市立半田病院の移転新築予定地を問う住民投票条例請求の要旨

1. 請求の要旨

現在、老朽化により建て替えが予定されている半田病院の移転先である半田市職員駐車場は、ハザードマップや伊勢湾台風、昭和東南海地震の被害状況から鑑みれば、災害拠点病院の立地として相応しい場所とは考えられません。

半田病院は、知多半島で唯一の救命救急センターを有する中核災害拠点病院です。発災時に半田病院が果たすべき役割は非常に重く、現段階において代替する病院施設はありません。

「新しい半田病院は、近い将来に予想されています大災害時に、しっかりと機能でき、半島全体の人々の命を守ることに寄与できる知多半島中央、知多半島道路のインター近辺に新築していただきたい。」これは、平成 26 年 3 月に、半田市医師会理事会より、榑原市長宛てに提出された要望書の文言です。

半田病院の建設場所については、第 3、4 回半田病院あり方検討委員会において、検討、決定がなされましたが、その会議は市民に非公開で行われました。同委員会が行った市民アンケートの結果では、立地条件として最も重視する点として、「災害時にも機能できる場所」が最も多く寄せられた意見でした。

その後、平成 29 年 3 月の市議会定例会における「病院建設について市長選挙で信を問う」という市長の発言の通り、半田病院の建て替え問題が争点となった半田市長選挙が行われました。その結果は、職員駐車場への移転を訴える榑原純夫氏が当選されましたが、半田病院の高台移転を訴えた 2 候補者の得票数が、榑原純夫氏の得票数を上回っておりまして。これをうけて、半田病院建設予定地の見直しを求める陳情と請願が半田市議会に対して提出されましたが、市長選挙の票数をもって病院の高台移転が民意だとはいえない等という理由で不採択となりました。

病院建設に対する民意を確認し、反映させるためには、住民投票の結果をもとに判断を行うことが最も民主的な手法と考えられます。

「半田市立半田病院の移転新築予定地を問う」ために、標記の条例を制定することを請求いたします。

2. 請求代表者

氏名 浅野 麻里奈

住所

職業

氏名 上原 大輔

住所

職業

氏名

村井 雅彦

住所

職業

上記のとおり地方自治法第 74 条第 1 項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成 29 年 8 月 9 日

半田市長 榑原純夫 様

半田市立半田病院の移転新築予定地を問う住民投票条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、半田市立半田病院の新築移転場所について、市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票に付する事項は、半田市立半田病院の移転新築場所として、市職員駐車場と知多半島道路インター周辺土地のどちらを望むのか、市民の意思を明らかにするため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障するとともに、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を半田市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日以内に施行するものとする。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 投票人は、半田市立半田病院の新築移転先について、市職員駐車場に賛成のときは、市職員駐車場に○を、知多半島道路インター周辺土地に賛成のときは、知多半島道路インター周辺土地に○の記号を、投票用紙に自ら記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、選挙管理者に申し立て代理投票を行うことができるものとする。

4 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る必要な情報を市の広報その他適当な方法により住民に提供しなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、公平性、中立性の保持に努めなけ

ればならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(成立要件)

第9条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が投票資格者名簿に登録されている投票資格者の総数の3分の1に満たないときは、成立しないものとする。

2 住民投票は、投票の成立又は不成立にかかわらず、開票するものとする。

(投票及び開票)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第11条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第12条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例の失効は、住民投票実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。